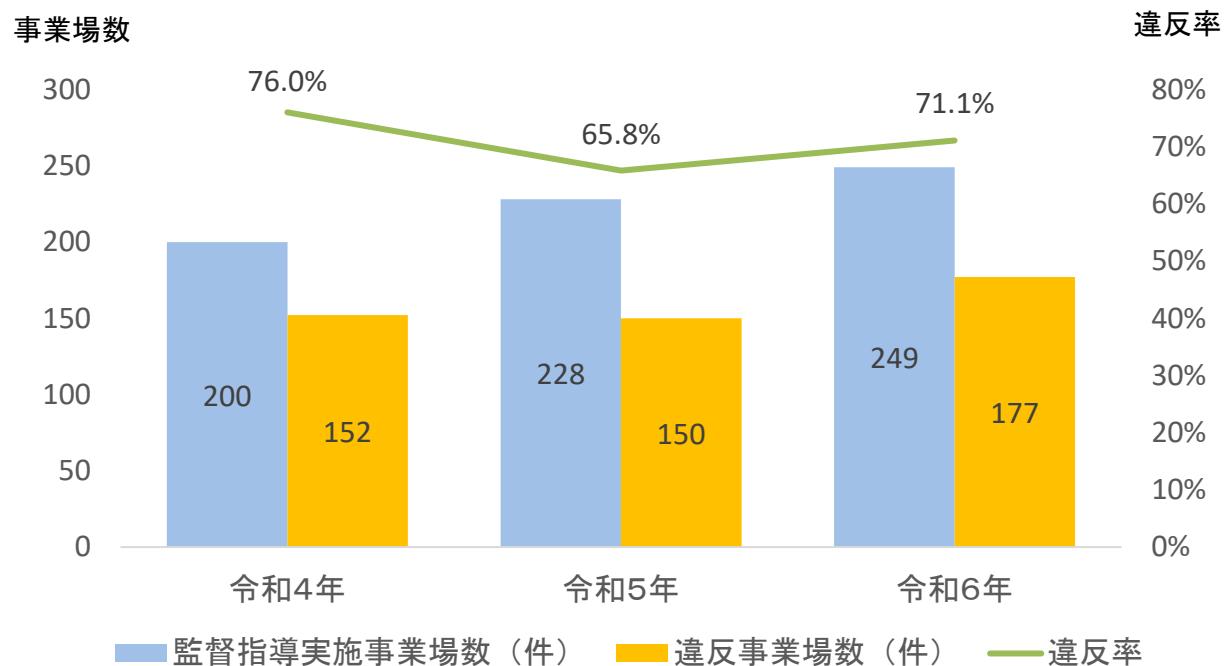


技能実習生を雇用する事業場の監督指導結果（令和6年）

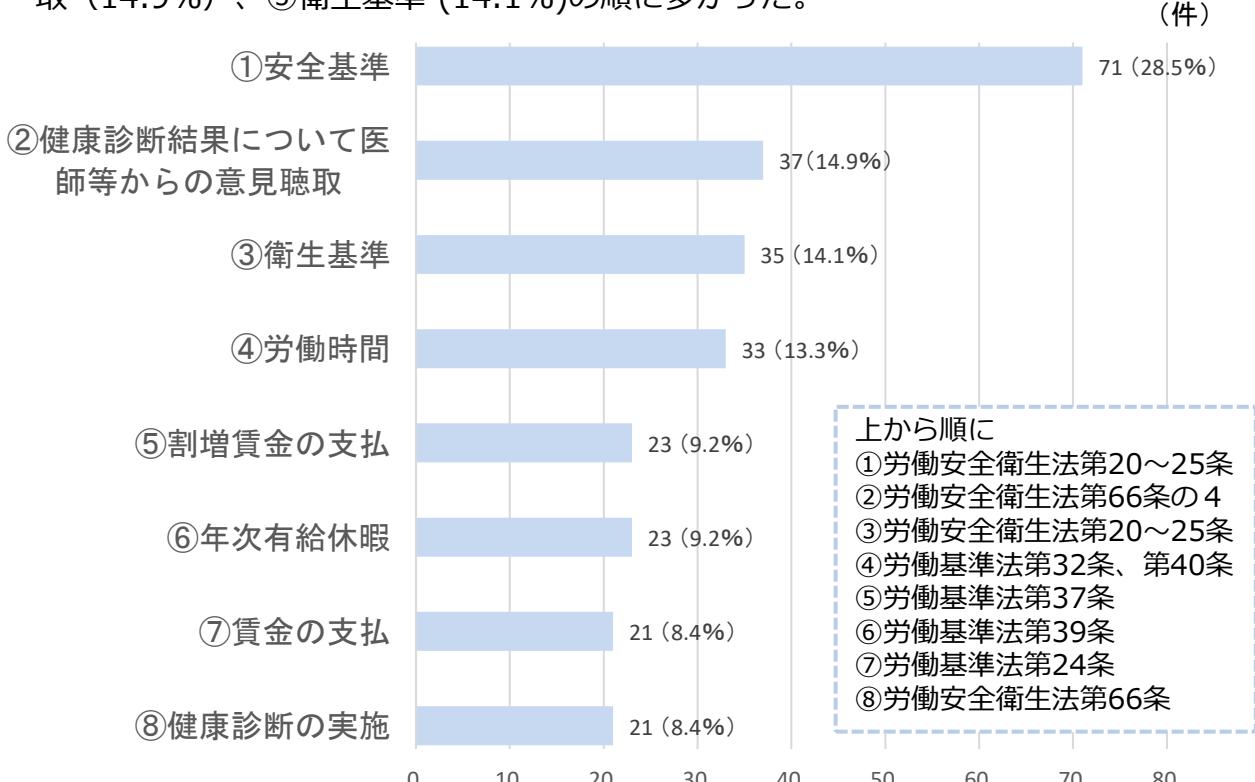
1 監督指導の状況

(1) 令和6年に、県内の労働基準監督署等において、技能実習生を雇用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**249事業場**に対しての監督指導を実施したところ、その**71.1%**に当たる**177事業場**で同法令違反が認められ、違反事業場数は過去3年間で最多であった。

<注> 違反は、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全基準（28.5%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（14.9%）、③衛生基準（14.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業 場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
機械・ 金属製造	105	75 (71.4%)	安全基準 32 (30.5%) 衛生基準 24 (22.9%) 労働時間 16(15.2%)
食料品 製造	25	20 (80.0%)	安全基準 9 (36.0%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 4 (16.0%) 労働時間 3 (12.0%) 年次有給休暇 3 (12.0%)
建設	25	19 (76.0%)	安全基準 7 (28.0%) 割増賃金の支払 5 (20.0%) 年次有給休暇 4 (16.0%)
繊維・ 衣服製造	9	7 (77.8%)	法令等の周知 2 (22.2%) 安全基準 2 (22.2%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 2 (22.2%)
＜参考＞ 全業種	249	177 (71.1%)	安全基準 71 (28.5%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 37(14.9%) 衛生基準 35(14.1%)

<注1> 「主な業種」は、県内において技能実習の計画認定件数が多い職種のうち4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、他の建設業

<注3> 違反は、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 申告の状況

令和6年に、県内の労働基準監督署に対して、技能実習生が労働基準関係法令違反の是正を求めた申告の件数は、賃金不払が1件であった。

3 送検事例

令和6年に、県内の労働基準監督署において、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は1件（労働安全衛生法違反）であった。

仮設通路に手すり等の墜落防止措置を講じなかつた疑いで送検

検査経過

- 技能実習生が昇降階段の高さ約12メートルの場所から地上に墜落し死亡する労働災害が発生し、労働基準監督署において原因を調査した。
- 調査の結果、工場の外壁工事現場で足場の解体中、技能実習生に作業用具などの運搬を行わせる際に使用する昇降階段（架設通路）に手すりが設置されていなかつたことが判明したため、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表者について
架設通路を使用させるに当たり、墜落による危険を防止する措置を講じなかつたこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第552条（架設通路）